

事業名	目標
女性と仕事の未来館の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来館者数16.5万人を目標とする。 ○ 利用者の80%以上から働く上での様々な有用な情報を入手できたとの回答を得る。 ○ ホームページアクセス数40万件を目標とする。 ○ 健康相談が女性労働者の心身の健康の確保に有用であった旨の評価を80%以上得る。

4 適正な労働条件の確保

労働者災害補償保険法第29条第1項第4号に規定する賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために実施する次表の事業について、成果目標を設定する。

事業名	目標
未払賃金の立替払事業（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に平均で30日以内とする。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） ○ 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。
中小企業賃金制度支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーに参加した80%以上の企業から「セミナーに参加したことが有用であった」との評価を受ける。
労働条件等自主的改善対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種統計情報等のインターネット等による情報提供について、アクセス件数を160,000件以上とする。 ○ 就業規則の作成・届出義務の課されていない労働者数10人未満の事業場について、労働基準監督署への就業規則の作成・届出数を5%増加させる。
短時間労働者雇用改善等援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者雇用管理改善等助成事業 中小企業事業主団体については、その傘下企業において、指針に規定される労働条件の明示、就業規則の整備、年次有給休暇の付与等の実施率を上げ、80%以上を確保する。